⑽　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。入札参加者が提出期限までに追加資料を提出しない場合、ヒアリングに応じないなど調査に協力しない場合及び追加資料の記載内容が適切でない場合（未記載、未定を含む。）は、その者の入札を無効とすることがある。

⑾　契約締結後のＶＥ提案として、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

なお、発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の⑶により申請書及び資料を提出することができる。

ただし、競争に参加するためには開札の時点において当該資格の確認を受け、かつ一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒀　電子入札について

①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとする。

ただし、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更できるものとする。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（東海農政局ホームページ；https://www.maff.go.jp/tokai/supply/nnzigyo/index.html）によるものとする。

⒁　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、入札金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式の技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒂　その他　詳細については、入札説明書及び令和２年８月３日付け東海農政局の共同企業体資格審査申請の公示による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Asakura Kenji, Director General of Tokai Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the Shield Tunnel of Meiji Upper Main Cannel in Yahagi-Sogo Agricultural Land Disaster Prevention Project (II)

⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M., 24 August, 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for qualification : 5 : 00 P.M., 25 September, 2020, in case of submission of tenders by documents : 5 : 00 P.M., 25 September, 2020

⑹　Contact point for tender documentation : Adjustment Section, Design Division, Rural Development Department, Tokai Regional Agricultural Administration Office, 1―2―2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya city, Aichi prefecture, 460―8516, Japan. TEL 052―201―7271 ex. 2614

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年８月３日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　村山　一弥

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　佐世保法務総合庁舎（Ｒ２）建築その他工事

⑶　工事場所　長崎県佐世保市祇園町21―１

⑷　工事内容

工事内容：佐世保法務総合庁舎の新築工事及び関連工事、既存佐世保法務総合庁舎のとりこわし工事を行う。

建物用途：庁舎

構造：鉄筋コンクリート造

建物規模：延べ面積　2,068㎡、地上３階建

敷地面積：6,458㎡

⑸　工期　契約締結の翌日から令和４年３月24日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約1,896.5㎥、鉄筋：約274.95ｔ、鉄骨：約13.94ｔ

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は、段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する対象工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒀　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。